

## ふるさと納税では解決できない税収格差

法人に関する税の一本化で、再分配を図れ

森信茂樹 東京財団政策研究所研究主幹・中央大学法科大学院特任教授

### 豪華な返礼品の状況はあまり変わっていない

2018年09月06日

ふるさと納税の豪華な返礼品が、本来の趣旨とは異なるということで、総務省が返礼品の割合を抑えるよう自治体に指導して1年が経過した。一方総務省は、ふるさと納税に関する新たな資料を、7月6日と27日に2件公表した。

これを見ると、平成30年度のふるさと納税の規模（ふるさと納税額）は29年度比1.4倍の3482億円と、大きく増加している。あいかわらず、豪華な返礼品を用意している自治体に寄付が集まっているようだ。

分析が可能な平成29年度の統計で自治体ごとに流出額や受入額を見たのが図表1である。

ふるさと納税受入額、流出額の多い自治体(平成29年度)

受入額の多い自治体			流出額 <sup>注</sup> の多い自治体		
順位	市区町村	増収額(百万円)	順位	市区町村	流出額(百万円)
1	大阪府泉佐野市	13,533	1	神奈川県川崎市	4,236
2	宮崎県都農町	7,915	2	東京都世田谷区	4,081
3	宮崎県都城市	7,474	3	東京都港区	3,155
4	佐賀県みやき町	7,224	4	*神奈川県横浜市	2,594
5	佐賀県上峰町	6,672	5	東京都大田区	1,889
6	和歌山県湯浅町	4,951	6	東京都杉並区	1,870
7	佐賀県唐津市	4,389	7	東京都江東区	1,865
8	北海道根室市	3,973	8	東京都渋谷区	1,744
9	高知県奈半利町	3,906	9	東京都品川区	1,650
10	静岡県藤枝市	3,708	10	東京都練馬区	1,612

(注)\*の自治体は地方交付税で補填後の金額  
(総務省資料より)

図表 1

流出額（控除額、交付税による補填前）トップは川崎市の42億円、以下世田谷区、港区、横浜市、大田区、杉並区と続く。ここには記載されていないが、帯広市、室蘭市など富裕団体とは思えないところからも流出している。

横浜市は交付税措置前の流出額は一番多いのだが、交付税で補填されており、表の順になっている。

一方受入額のほうは、大阪府泉佐野市の135億円を筆頭に、宮崎県都農町、同県都城市、佐賀県みやき町、同県上峰町など、返礼品の豪華さで有名な市町村が続く。

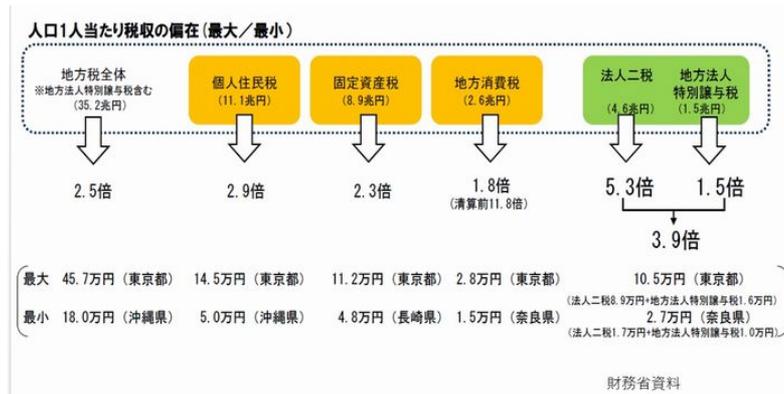
この制度には従来から様々な問題が指摘されてきたので、この機会に制度の趣旨や問題点を考えてみたい。

### 地方間の税収格差の是正が、ふるさと納税導入の趣旨だった

そもそもの導入の趣旨は、「地方間の税収格差を是正しよう」ということである。

現在東京都と沖縄県とでは、一人当たり税収（個人住民税）で3倍程度の格差がある。双方を地方税収全体で比べても、2.5倍の格差が生じている。これを是

正する手段としては、国が介入する地方交付税制度（垂直的調整）があるが、東京都のような交付税不交付団体はこの制度から外れており、交付団体との格差は正はできないという限界がある。



図表 2

格差を効果的に是正・調整するには、東京都などの富裕自治体と、沖縄など弱小自治体とで、直接税収をやり取りする「水平的調整」が必要となる。スウェーデンなどではそのような方法で税収を調整している。

わが国にこのような制度を導入するには、憲法上の制約があるといわれている。地方税は、学校・警察・消防、道路、橋、港湾といった自治体サービスを受益する対価として負担する応益税なので、ある自治体はその住民から集めた税金を、ほかの自治体に譲与することは、受益と負担の関係を分断するので、憲法の定める「地方自治の本旨」に反する、という考え方である。

そこで、自らの意思で、お世話になった、あるいは父母がいまだお世話になっている「ふるさと」に、恩返し of 寄付をするのであれば（その程度の水平的調整であれば）許容範囲ではないか、ということで2008年に創設されたのがふるさと納税である。

問題は、その内容で、導入時から大幅に拡充が行われ、現在では、所得金額の40%の範囲内であれば、自己負担部分は2000円で、それを超える寄付は住民税と所得税（国税）の減税として寄付者に返ってくるという制度となっている。

寄付を受けた自治体は、その3割程度の返礼品を寄付者にお返しするというのが標準的なしくみで、結局、2000円の自己負担でそれをはるかに超える返礼品がもらえるのである。減税は基本的に所得控除で行われることから、高所得者ほど減税額が大きく高価な返礼品が受け取れる。そこで、実態は、お金持ちのカタログショッピングとなっているのである。

改めて問題点を整理してみよう。

第1に、札幌市や広島市など富裕団体以外でも財源の流出が起きており、富裕団体からそうでない団体への税源の移転、自治体間の税源の是正という趣旨・目的と異なる状況が生じている。

### ■ 税収格差是正の手段としては非効率的な手法

また受け入れた自治体側も、半分以上が返礼品関連の費用として使われ、手元に残る金額は半分以下という状況である。平成29年度では、自治体の受け入れ額が3653億円で、そのうち2027億円が返礼品の調達など関連の費用に回っている。つまり、税収格差是正の手段としては、きわめて非効率な手法であるということだ。

さらなる問題は、流出側の自治体から強いクレームが出ないように、国税を使って交付税措置がされていることである。東京都や川崎市のような交付税不交付団体の場合を除き、減収分の4分の3が国から補填される。これは、ふるさと納

税制度が地方間だけの調整ではなく、われわれの負担する国税も関連している、ということを示している。

## 「寄付」を奨励する税制にはなっていない

第2の問題は、「寄付」を奨励する税制とはなっていないことである。

「寄付」というのは、無償で、つまり身銭を切って金品を贈与することを意味している。しかしふるさと納税では、自ら2000円を負担すれば、寄付額の3割程度の返礼品が来るので、その分がお得になる。1000万円の給与収入の者の場合、家族構成にもよるが、16~17万円程度のお返し（利益）が受けられるのである。

この点については、身銭を切る部分を作り、それを国や地方が支援するという制度にすべきだ。こうすれば、支援する人と支援を受ける自治体との間に連携ができてくる。

具体的には、国・地方公共団体、認定NPO法人、特定公益増進法人などへの寄付と同様の制度に戻すことである。この制度は、10万円寄付すると、国・自治体から5万円が税額控除という形で戻って来る。つまり、個人は5万円寄付し、国・地方が残りの5万円を負担してくれる（マッチングしてくれる）という制度である。

そうなれば、寄付額の30%程度の返礼品が返ってきてもおかしくはない。発足当時のふるさと納税は、このような制度であったので、そこに戻すということである。

本来の課題である自治体間の税収偏在の是正については、ふるさと納税のような小手先の制度ではなく、本格的な議論を進める必要がある。その際、国から地方に税源を移譲すべきではないか、という見解があるが、現行制度のまま移譲すると自治体間の税収格差はますます拡大する。

一方で、地方交付税制度をむやみに拡充することは、自治体の自立努力を損なうなどの問題があるだけでなく、東京都のような不交付団体と交付団体の間の是正ができない、という問題がある。

## 地方法人2税の在り方の見直しを

筆者は以下のように考えている。税収の偏在度の最も大きいのは地方法人2税（法人事業税、法人住民税、一人当たり税収格差は5.3倍）なので、偏在を是正するにはこの税の在り方を見直す必要がある。

法人税を地方税としている先進国は多くはない。連邦制をとる米国・カナダを除くほとんどの国では国税、あるいはドイツのように国税との共同税となっている。法人税は世界の動向や企業の活動に大きな影響を及ぼすので、国の方針のもとで決めるべきだというのが先進諸国の考え方である。

わが国で、ただちに国税に移管（他の税目との税源交換）するということは難しいので、まずは地方法人2税を国税である法人税と一本化し、国・地方の共同税とした上で、人口や経済力の客観的な指標で再配分する方法を考えるべきではないだろうか。法人に関する税制を一本化することにより、（現在ばらばらの）課税ベースの統一が図られ、税制や徴税の簡素化がすすみ、法人の納税負担が大幅に軽減されるというメリットもある。

現在東京都と総務省との間で、地方法人税の配分を巡って議論が続いているが、税源を東京都から地方に移せばよい、と単純に考えることは問題がある。ゼロサムゲームの下での税収の取り合いではなく、双方の利害を乗り越えて、わが国の発展のためにどのような国・地方の税制にしていくのかという視点が重要である。

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。  
Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.